

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第98号	さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和3年11月10日
規則第99号	さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則	収 納 対 策 課	令和3年11月26日
規則第100号	さいたま市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則	査 察 指 導 課	令和3年12月16日
規則第101号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和3年12月17日
規則第102号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医 事 課	令和3年12月21日
規則第103号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年12月24日
規則第104号	さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども家庭総合センター総務課	令和3年12月24日
規則第105号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和3年12月24日
規則第106号	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和3年12月27日
規則第107号	さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和3年12月27日

## さいたま市規則第98号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成13年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(減免の申請) 第3条 条例第3条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の長に対し、障害者にあつては当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものとして市長が特に認めるもの</u> を提示し、付添者にあつては障害者に現に付き添っている者である旨を申し出て、減額又は免除の申請をしなければならない。	(減免の申請) 第3条 条例第3条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の長に対し、障害者にあつては当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、付添者にあつては障害者に現に付き添っている者である旨を申し出て、減額又は免除の申請をしなければならない。

### 附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

さいたま市規則第99号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法）</u> <u>第1条の2 普通徴収に係る国民健康保険税の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、これにより難いときは、納付書その他の方法によることができる。</u>	

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

さいたま市規則第100号

さいたま市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（平成13年さいたま市規則第245号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（仮貯蔵及び仮取扱いの承認）</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、<u>府令第1条の6の申請書</u>正副2通を消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、火災予防上安全な場所と認めるときは、危険物の仮貯蔵、仮取扱承認証（<u>様式第1号</u>）に申請書の副本を添えて当該申請者に交付するものとする。</p> <p>3 前項の承認を受けた者が、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いを開始する場合には、当該仮貯蔵又は仮取扱いをする場所の見やすい箇所に仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けている旨を証する掲示板（<u>様式第2号</u>）を掲げなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（製造所等の設置又は変更の許可）</p> <p>第3条 市長は、法第11条第1項の規定により危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は当該製造所等の位置、構造若しくは設備の変更の許可をしたときは、危険物製造所等設置許可証（<u>様式第3号</u>）又は危険物製造所等変更許可証（<u>様式第4号</u>）に申請書の副本を添えて当該申請者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（危険物保安監督者の選任の届出）</p> <p>第6条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、法第13条第2項の規定により危険物保安監督者</p>	<p style="text-align: center;">（仮貯蔵及び仮取扱いの承認）</p> <p>第2条 法第10条第1項ただし書の規定により危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、<u>危険物の仮貯蔵、仮取扱承認申請書（様式第1号）</u>正副2通を消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、火災予防上安全な場所と認めるときは、危険物の仮貯蔵、仮取扱承認証（<u>様式第2号</u>）に申請書の副本を添えて当該申請者に交付するものとする。</p> <p>3 前項の承認を受けた者が、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いを開始する場合には、当該仮貯蔵又は仮取扱いをする場所の見やすい箇所に仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けている旨を証する掲示板（<u>様式第3号</u>）を掲げなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（製造所等の設置又は変更の許可）</p> <p>第3条 市長は、法第11条第1項の規定により危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は当該製造所等の位置、構造若しくは設備の変更の許可をしたときは、危険物製造所等設置許可証（<u>様式第4号</u>）又は危険物製造所等変更許可証（<u>様式第4号の2</u>）に申請書の副本を添えて当該申請者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（危険物保安監督者の選任の届出）</p> <p>第6条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、法第13条第2項の規定により危険物保安監督者</p>

の選任の届出をするときは、危険物取扱者免状を提示し、その選任を承諾したことを証する書面（様式第8号）を添付しなければならない。

（製造所等の予防規程の認可）

第7条 市長は、法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可をしたときは、予防規程制定認可証（様式第9号）又は予防規程変更認可証（様式第9号の2）に申請書の副本を添えて当該申請者に交付するものとする。

（在庫管理等に関する計画の届出）

第7条の2 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定により在庫管理等に関する計画の届出をしようとする者は、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

の選任の届出をするときは、危険物取扱者免状を提示し、その選任を承諾したことを証する書面（様式第8号）及び実務経験を有する書面（様式第9号）を添付しなければならない。

（製造所等の予防規程の認可）

第7条 市長は、法第14条の2第1項の規定による予防規程の認可をしたときは、予防規程制定認可証（様式第10号）又は予防規程変更認可証（様式第10号の2）に申請書の副本を添えて当該申請者に交付するものとする。

（在庫管理等に関する計画の届出）

第7条の2 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定により在庫管理等に関する計画の届出をしようとする者は、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（様式第10号の3）を市長に提出しなければならない。

様式第1号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号（第2条関係） [略]	様式第2号（第2条関係） [略]
様式第2号（第2条関係） [略]	様式第3号（第2条関係） [略]
様式第3号（第3条関係） [略]	様式第4号（第3条関係） [略]
様式第4号（第3条関係） [略]	様式第4号の2（第3条関係） [略]
様式第5号（第4条関係） 再交付申請書	様式第5号（第4条関係） 再交付申請書

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略] (宛先) さいたま市長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> 備考 [略]	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略] (<u>あて先</u>) さいたま市長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> 備考 [略]
--	--

様式第 9 号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第 9 号（第 7 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <p>様式第 9 号の 2（第 7 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <p>様式第 1 0 号（第 7 条の 2 関係）</p> <p>地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略] (宛先) さいたま市長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> 備考 [略] <p>様式第 1 2 号の 2（第 1 0 条関係）（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略] (7) 第 1 6 条の 5 第 2 項の規定による消防吏員又は警察官の停止に従わず、又は提示の要求を拒んだ者</div> <p>様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">製造所 危険物 貯蔵所使用休止（再開）届出書 取扱所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略] (宛先) さいたま市長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div>	<p>様式第 1 0 号（第 7 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <p>様式第 1 0 号の 2（第 7 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <p>様式第 1 0 号の 3（第 7 条の 2 関係）</p> <p>地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略] (<u>あて先</u>) さいたま市長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> 備考 [略] <p>様式第 1 2 号の 2（第 1 0 条関係）（裏）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略] (5) 第 1 6 条の 5 第 2 項の規定による消防吏員又は警察官の停止に従わず、又は提示の要求を拒んだ者</div> <p>様式第 1 6 号（第 1 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">製造所 危険物 貯蔵所使用休止（再開）届出書 取扱所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略] (<u>あて先</u>) さいたま市長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">[略]</div>

[略]	指定数量の倍数	[略]
[略]		

備考 [略]

様式第17号（第15条関係）

設置者の氏名（名称）変更届出書

[略]
(宛先) さいたま市長
[略]
[略]

備考 [略]

様式第18号（第15条関係）

軽微な変更届出書

[略]		
(宛先) さいたま市長		
[略]		
[略]		
[略]	指定数量の倍数	[略]
[略]		

備考 [略]

[略]	指定数量の倍数 の倍数	[略]
[略]		

備考 [略]

様式第17号（第15条関係）

設置者の氏名（名称）変更届出書

[略]
(あて先) さいたま市長
[略]
[略]

備考 [略]

様式第18号（第15条関係）

軽微な変更届出書

[略]		
(あて先) さいたま市長		
[略]		
[略]		
[略]	指定数量の倍数 の倍数	[略]
[略]		

備考 [略]

## 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

# さいたま市規則第101号

## さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定納付受託者)</p> <p>第36条の2 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定を受けた者（以下「指定納付受託者」という。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 地方自治法第231条の2の7の規定による指定の取消しをしようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。</u></p> <p>(会計管理者の収入事務)</p> <p>第38条 会計管理者は、指定金融機関から納入済通知書を受けたとき又は指定金融機関等、収入事務受託者若しくは指定納付受託者から納入済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたときは、次の各号によって処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(繰替払)</p> <p>第84条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、<u>指定納付受託者に納付させる歳入の納付手数料とし、その支払については、当該歳入に係る収入金を繰り替えて使用させることができる。</u></p>	<p>(指定代理納付者)</p> <p>第36条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。</u></p> <p>(会計管理者の収入事務)</p> <p>第38条 会計管理者は、指定金融機関から納入済通知書を受けたとき又は指定金融機関等、収入事務受託者若しくは<u>指定代理納付者</u>から納入済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の送信を受けたときは、次の各号によって処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(繰替払)</p> <p>第84条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、<u>指定代理納付者に納付させる歳入の納付手数料とし、その支払については、当該歳入に係る収入金を繰り替えて使用させることができる。</u></p>



<p>2・3 [略]</p> <p>4 会計管理者は、指定金融機関等又は出納員から繰替払に係る公金収納報告書又は納入済通知書を受けたときは、繰替使用計算書を<u>作成し、課所長等に送付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、第22条第2項の規定により繰替払に係る納入通知書を会計管理者に送付したときは、課所長等は、繰替使用計算書を作成しなければならない。</u></p> <p>6 課所長等は、<u>第4項に規定する繰替使用計算書の送付を受けたとき又は前項に規定する繰替使用計算書を作成したときは、振替収支の方法による</u>ときは月1回、資金前渡の方法によるときは直ちに繰替使用額の<u>補填</u>の手続をしなければならない。</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>4 会計管理者は、指定金融機関等又は出納員から繰替払に係る公金収納報告書又は納入済通知書を受けたときは、繰替使用計算書を<u>作成しなければならない。</u></p> <p>5 会計管理者は、<u>前項の繰替使用計算書を当該課所長等に送付しなければならない。</u></p> <p>6 課所長等は、<u>前項に規定する繰替使用計算書の送付を受けたときは、振替収支の方法による</u>ときは月1回、資金前渡の方法によるときは直ちに繰替使用額の<u>補てん</u>の手続をしなければならない。</p>
--	--

## 附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

さいたま市規則第102号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																
<p>(使用料)</p> <p>第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 産婦人科関係使用料のうち次に掲げるもの ア～エ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">オ <u>産科医療補償制度加算料</u></p> <p style="padding-left: 2em;">カ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">キ [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">産婦 人科 関係 使用 料</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産科医療補償制度 加算料</td> <td style="text-align: center;">1胎につき <u>1</u> <u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 [略]</td> </tr> </table>	[略]			産婦 人科 関係 使用 料	[略]		産科医療補償制度 加算料	1胎につき <u>1</u> <u>2,000円</u>	[略]		[略]			備考 [略]			<p>(使用料)</p> <p>第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に100分の110を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 産婦人科関係使用料のうち次に掲げるもの ア～エ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">オ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">カ [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">産婦 人科 関係 使用 料</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産科医療補償制度 加算料</td> <td style="text-align: center;">1胎につき <u>1</u> <u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 [略]</td> </tr> </table>	[略]			産婦 人科 関係 使用 料	[略]		産科医療補償制度 加算料	1胎につき <u>1</u> <u>6,000円</u>	[略]		[略]			備考 [略]		
[略]																																	
産婦 人科 関係 使用 料	[略]																																
	産科医療補償制度 加算料	1胎につき <u>1</u> <u>2,000円</u>																															
	[略]																																
[略]																																	
備考 [略]																																	
[略]																																	
産婦 人科 関係 使用 料	[略]																																
	産科医療補償制度 加算料	1胎につき <u>1</u> <u>6,000円</u>																															
	[略]																																
[略]																																	
備考 [略]																																	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第13条の改正は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市立病院管理規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に分べんしたものについて適用し、同日前に分べんしたものについては、なお従前の例による。

## さいたま市規則第103号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第18条 [略] 2～4 [略] 5 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 6～10 [略]	(期末手当) 第18条 [略] 2～4 [略] 5 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 6～10 [略]

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市規則第104号

さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市助産の実施に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第126号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入所基準)</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表のA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する要件を満たす内容で締結される保険契約の保険料に相当する額として支払われる額を除く。）が、<u>408,000円</u>以上であるとき。</p>	<p>(入所基準)</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表のA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する要件を満たす内容で締結される保険契約の保険料に相当する額として支払われる額を除く。）が、<u>404,000円</u>以上であるとき。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市助産の実施に関する条例施行規則第2条の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施について適用し、同日前の助産の実施については、なお従前の例による。

さいたま市規則第105号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出産育児一時金の加算対象となる出産等) 第31条 [略] 2 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、 <u>1万2,000円</u> とする。	(出産育児一時金の加算対象となる出産等) 第31条 [略] 2 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める額は、 <u>1万6,000円</u> とする。
(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和4年3月31日</u> とする。	(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和3年12月31日</u> とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市国民健康保険条例施行規則第31条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

さいたま市規則第106号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でその都度必要と認める期間</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等）</p> <p>第27条 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（<u>第21条第1項第21号及び第23号に規定する特別休暇を除く。</u>）又は組合休暇を受けようとする</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等）</p> <p>第27条 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（<u>第21条第1項第20号及び第22号に規定する特別休暇を除く。</u>）又は組合休暇を受けようとする</p>

職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後において、速やかに、当該手続をとらなければならない。

2 [略]

3 第21条第1項第21号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等を明らかにする書類を添えて任命権者に請求しなければならない。

4 第21条第1項第23号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、要介護者の状態等に係る申出書を添えて任命権者に請求しなければならない。

職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後において、速やかに、当該手続をとらなければならない。

2 [略]

3 第21条第1項第20号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等を明らかにする書類を添えて任命権者に請求しなければならない。

4 第21条第1項第22号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、要介護者の状態等に係る申出書を添えて任命権者に請求しなければならない。

## 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。



さいたま市規則第107号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の病気休暇)</p> <p>第10条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、<u>会計年度任用職員（第2号に掲げる場合にあつては、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日未満であるものを除く。）</u>）に対して当該各号に定める期間の病気休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）<u>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）</u>において、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の病気休暇)</p> <p>第10条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、<u>会計年度任用職員（第2号に掲げる場合にあつては、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日未満であるものを除く。）</u>）に対して当該各号に定める期間の病気休暇を与えるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）<u>1の年度</u>において、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の特別休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、<u>会計年度任用職員（第9号から第11号までに掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）</u>に対</p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の特別休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、<u>会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</u></p>

して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 出産の場合 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内でその都度必要と認める期間

(10) 会計年度任用職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は会計年度任用職員と性別が同一であって当該会計年度任用職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者をいう。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間）の範囲内においてその都度必要と認める期間

(11) 会計年度任用職員の配偶者等が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第9条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。次項第5号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第5号及び第6号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) [略]

(2) 生後2年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

(3) [略]

(4) [略]

(5) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（規則第21条第1項第2号に規定する看護をいう。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 出産の場合 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間

(2) [略]

(3) 生後2年に達しない子（条例第9条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を育てる場合 1日2回それぞれ30分間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

(4) [略]

(5) [略]

(6) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は会計年度任

) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内でその都度必要と認める期間

(6) [略]

(7) [略]

3・4 [略]

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第14条 病気休暇、特別休暇(第11条第1項第3号の休暇を除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則第25条及び第26条の規定の例により、任命権者の承認を受けなければならない。

用職員と性別が同一であって当該会計年度任用職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者をいう。以下同じ。)の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(規則第21条第1項第21号に規定する看護をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内でその都度必要と認める期間

(7) [略]

(8) [略]

3・4 [略]

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第14条 病気休暇、特別休暇(第11条第2項第1号の休暇を除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則第25条及び第26条の規定の例により、任命権者の承認を受けなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

2 さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成20年さいたま市規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇)</p> <p>第10条の2 条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇は、次に掲げる特別休暇とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）<u>第11条第2項第2号</u>に掲げる場合の特別休暇</p>	<p>(条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇)</p> <p>第10条の2 条例第19条第3項の規則で定める育児を事由とする特別休暇は、次に掲げる特別休暇とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第50号）<u>第11条第2項第3号</u>に掲げる場合の特別休暇</p>